

平成22年度
技能検定職種の統廃合等に関する検討会
報告書

平成23年7月

技能検定職種の統廃合等に関する検討会委員名簿

天野 富男	職業能力開発総合大学校 名誉教授
梅津 二郎	職業能力開発総合大学校 名誉教授
大野 高裕	早稲田大学理工学術院 教授
◎ 北浦 正行	公益財団法人日本生産性本部 参事
柴田 裕子	三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 政策研究業務企画室長
松井 泰則	立教大学経営学部 教授
松本 宏行	ものづくり大学製造学科 准教授
八木澤 徹	株式会社日刊工業新聞社 編集委員兼論説委員

五十音順・敬称略

◎：座長

(目次)

1	はじめに.....	1
2	技能検定職種統廃合等に際しての第1次判断（定量的基準）	1
3	統廃合等検討対象職種の概要.....	2
	（1） エーエルシーパネル施工.....	2
	（2） 枠組壁建築.....	3
	（3） ウェルポイント施工.....	3
	（4） 機械木工.....	4
4	技能検定職種統廃合等に際しての第2次判断（社会的便益）	4
	（1） 各カテゴリの標準点数との比較.....	5
	（2） 技能検定の社会的便益に係る関係業界団体からのヒアリング	5
	（3） 技能検定の社会的便益に係る一般国民への意見募集.....	6
5	検討対象職種の都道府県方式による存続の可否について.....	6

<参考資料>

（参考資料） 技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書の概要

1 はじめに

技能検定職種の統廃合等に関しては、「規制改革推進のための第2次答申」(平成19年12月25日)を受けて平成21年1月に取りまとめられた「技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書」(以下「20年度報告書」という。)において、①検討体制、②作業計画、③統廃合等の判断基準、④検討過程の客観性・透明性の確保に係る考え方が示されたところである(参考資料1参照)。

厚生労働省においては、これらの方針に基づき、を構成員とする「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」を設置し、平成21年度には社会的便益の評価(第2次判断)の具体的な方策について議論するとともに、平成15年度～平成20年度の職種別受検申請者数が30人以下の10職種について、関係業界団体に対するアンケート調査、ヒアリング調査及び一般国民に対する意見募集により意見を集約し、これらの職種の統廃合等に係る方向性について提言を得た。

平成22年度においては、平成16年度～平成21年度の職種別受検申請者数が100人以下の職種について、検討を行った。

2 技能検定職種統廃合等に際しての第1次判断(定量的基準)

技能検定職種の統廃合等に際しては、過去6年間の受検申請者数の平均値を職種別に算出し、当該値が100人以下であるか否かを第1次判断基準としている。この基準により職種を検討した結果、表1のとおり、平成16年度～平成21年度の職種別受検申請者数6年平均値が100人以下の職種は136職種中21職種であった。このうち、平成21年度に統廃合の検討を終了した10職種を除く11職種が、今回の検討対象候補職種となる。

表1:6年平均値が100人以下の職種

職 種	6年 平均値	受検申請者数						備考
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
エーエルシーパネル施工	90	97	89	84	96	86	86	
紙器・段ボール箱製造	87	62	46	129	46	177	64	
縫製機械整備	81	80	65	96	76	85	83	
枠組壁建築	80	91	121	58	92	72	48	
金属溶解	63	15	76	73	99	46	70	
溶射	62	63	92	55	9	72	82	
陶磁器製造	45	89	7	72	8	77	16	
木型製作	42	71	30	41	27	43	42	
印章彫刻	39	32	48	54	31	37	30	
ウェルポイント施工	28	57	26	23	-	64	-	
木工機械整備	28	66	-	60	1	41	-	H21 検討済
機械木工	27	35	52	40	-	35	1	
金属研磨仕上げ	16	18	-	25	-	-	55	H21 検討済
建築図面製作	15	23	12	32	2	18	2	H21 検討済
れんが積み	13	22	-	30	-	28	-	H21 検討済
ガラス製品製造	12	33	-	22	-	-	19	H21 検討済
ファインセラミックス製品製造	11	25	38	-	-	-	-	H21 検討済
竹工芸	8	20	-	-	25	-	-	H21 検討済
製材のこ目立て	6	-	-	-	-	36	-	H21 検討済
漆器製造	4	25	-	-	-	-	-	H21 検討済
コンクリート積みブロック施工	3	12	-	5	-	2	-	H21 検討済

なお、20 年度報告書においては、「第 1 次判断の基準を満たさない職種のうち、例えば今後 2 年又は 3 年に 1 回技能検定を実施するものについては、それぞれ 50 人以上又は 30 人以上の場合は、各実施年における受検者数が約 100 人に達することから検討対象から外すことは適当である」とされている。この基準に従うと、検討対象候補職種のうち 7 職種は対象から外れることとなり、平成 22 年度の統廃合検討対象職種は 4 職種(表 2 の太枠職種)となる。

表 2: 検討対象候補職種

職種名	6 年 平均値	作業名	試験実施頻度	備考
エーエルシーパネル施工	90	エーエルシーパネル工事作業	毎年	
紙器・段ボール箱製造	87	印刷箱打抜き作業	隔年(S56-)	6 年平均値が 50 人以上 かつ 全作業が隔年以上の間隔 →検討対象から除外
		印刷箱製箱作業	隔年(H2-)	
		貼箱製造作業	3 年ごと(H8-)	
		段ボール箱製造作業	隔年(H7-)	
縫製機械整備	81	縫製機械整備作業	隔年(H22-)	6 年平均値が 50 人以上 かつ 隔年実施 →検討対象から除外
枠組壁建築	80	枠組壁工事作業	毎年	
金属溶解	63	鋳鉄キュボラ溶解作業	3 年ごと(S61-)	6 年平均値が 50 人以上 かつ 全作業が隔年以上の間隔 →検討対象から除外
		鋳鉄誘導炉溶解作業	3 年ごと(H3-)	
		鋳鋼アーク炉溶解作業	3 年ごと(S60-)	
		鋳鋼誘導炉溶解作業	3 年ごと(S61-)	
		軽合金反射炉溶解作業	3 年ごと(H19-)	
溶射	62	防食溶射作業	隔年(H18-)	6 年平均値が 50 人以上 かつ 全作業が隔年実施 →検討対象から除外
		肉盛溶射作業	隔年(H5-)	
陶磁器製造	45	手ろくろ成形作業	3 年ごと(H21-)	6 年平均値が 30 人以上 かつ 全作業が 3 年ごと以上の間隔 →検討対象から除外
		絵付け作業	3 年ごと(H22-)	
		原型製作作業	休止(H12-)	
木型製作	42	模型製作作業	3 年ごと(H22-)	6 年平均値が 30 人以上 かつ 3 年ごと実施 →検討対象から除外
印章彫刻	39	木口彫刻作業	3 年ごと(H21-)	6 年平均値が 30 人以上 かつ 全作業が 3 年ごと以上の間隔 →検討対象から除外
		ゴム印彫刻作業	休止(H15-)	
ウェルポイント施工	28	ウェルポイント工事作業	隔年(H18-)	
機械木工	27	数値制御ルータ作業	隔年(H18-)	

3 統廃合等検討対象職種の概要

(1) エーエルシーパネル施工

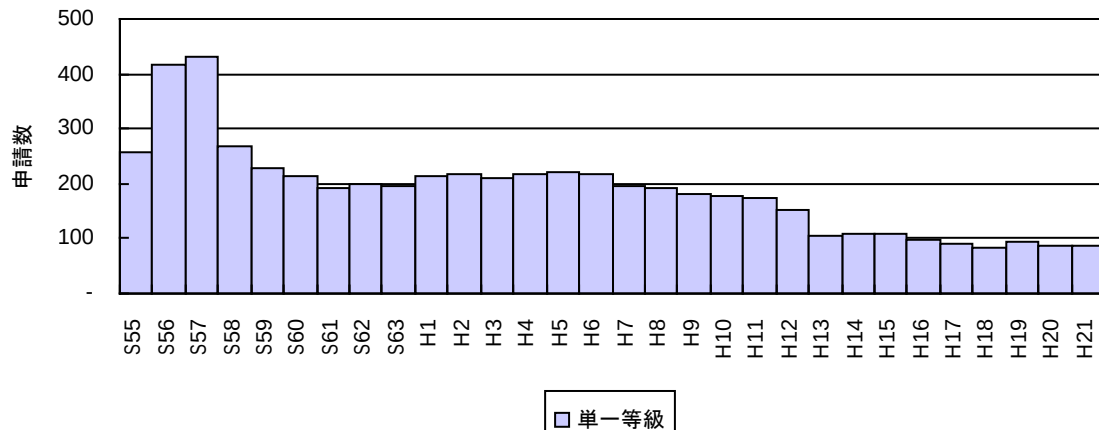
・エーエルシーパネル工事作業

鉄骨構造物の外壁、屋根、床等を使用される ALC パネルの加工及び取付を行う作業

昭和 55 年度に新設され、受検申請者数のピークは 2 年後の昭和 57 年(430 人)である。平成 16 年度以降は、90 人前後で推移している。

平成 21 年度までの累計受検申請者は、5,629 人(単一等級)である。

図1 エーエルシーパネル施工職種 受検申請者数の推移



(2) 枠組壁建築

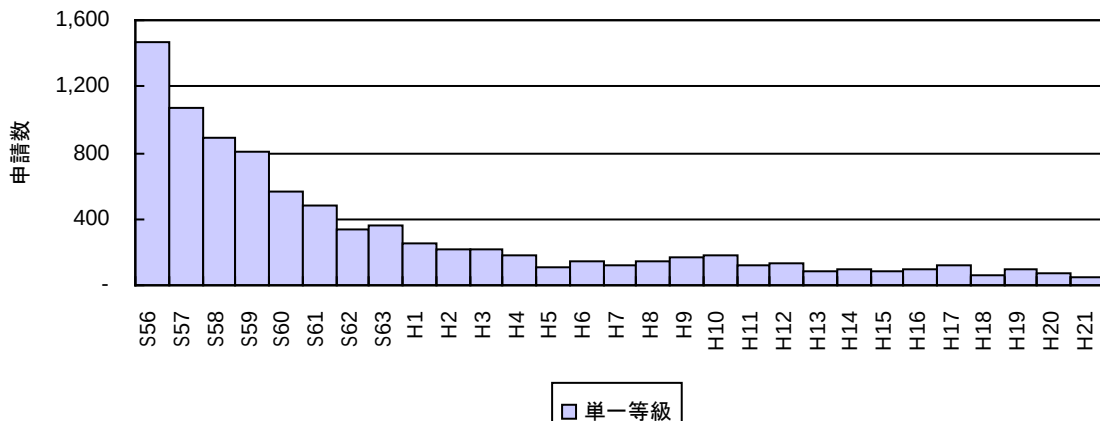
・枠組壁工事作業

数種類の規格木材を用いて組まれた枠組みに、構造用合板などを止め金物及び専用クギを用いて打ち付けた床、壁によって建築物を建築する作業

昭和 56 年度に職種が新設された。受検申請者数は初年度の 1,472 人をピークに漸減しており、最後に 100 人を超えたのは平成 17 年度の 121 人である。

平成 21 年度までの累計受検申請者数は、8,726 人(単一等級)である。

図2 枠組壁建築職種 受検申請者数の推移



(3) ウェルポイント施工

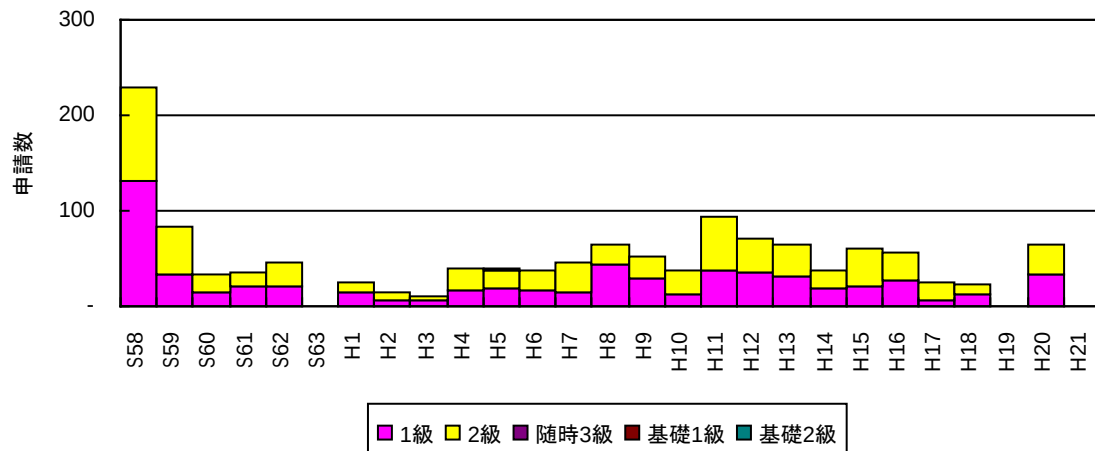
・ウェルポイント工事作業

ウェルポイントを地盤中に多数打ち込んでウェルポイントポンプを作動させ、地下水をくみ上げるにより地下水位を低下させて、地盤改良、地盤強化などを図る作業

昭和 58 年度に職種が新設され、初年度に受検申請者数のピーク(229 人)に達した以降は、100 人を下回っている。平成 18 年度以降は、隔年で試験を実施している。

平成 21 年度までの累計受検申請者数は、1,292 人(1 級 624 人、2 級 666 人)である。

図3 ウェルポイント施工職種 受検申請者数の推移



(4) 機械木工

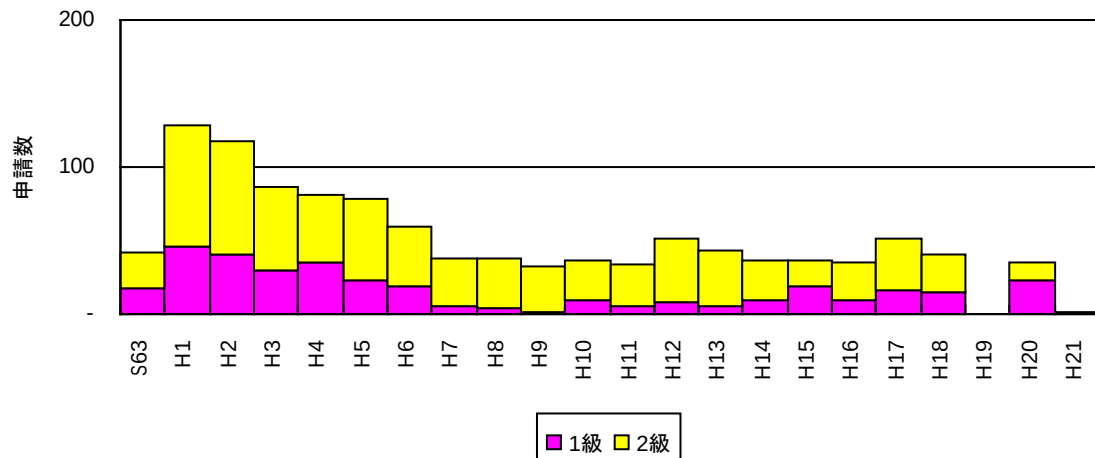
・数値制御ルータ作業

数値制御ルータで製品を製作するために必要なプログラムシートや製作図の作成を行い、木材加工を行う作業

昭和 63 年度に職種が新設された。翌平成元年度が受検申請者数のピーク(129 人)であり、平成 3 年度以降は 100 人を下回っている。平成 18 年度以降は隔年で試験を実施している。

平成 21 年度までの累計受検申請者数は、1,106 人(1 級 344 人、2 級 762 人)である。

図4 機械木工職種 受検申請者数の推移



4 技能検定職種統廃合等における第2次判断（社会的便益）

20 年度報告書において、技能検定の有する社会的便益が、表 3 に示す 12 項目に整理され、これらの 12 項目について採点を行って職種のカテゴリごとの標準的な社会的便益(標準点数)を算出し、所属カテゴリの標準点数の 8 割未満の職種については、廃止、他職種と統合して都道府県で実施又は指定試験機関へ移行するという提言がなされている。これを受け、平成 21 年度検

討会において、カテゴリごとの標準となる点数を設定した。

表 3: 技能検定の有する社会的便益

業界にとっての便益	① 技能伝承の観点から必要 ② 必須部品の品質維持に必要 ③ 統一的な技能の評価に役立つ
雇用主にとっての便益	① 企業の社員教育として役立っている ② 従業員への目標設定となっている ③ 若手技能者の確保・定着に大きな効果がある
受検者にとっての便益	① 公共工事における経営事項審査、技能士現場常駐制度等 ② 技能者として自信となり、業務の遂行に役立つ ③ キャリア形成に役立つ
消費者・国民にとっての便益	① 消費者・国民による、製品・サービスに対する安心・信頼の確保 ② 伝統産業の振興に役立つ ③ 国際競争力・国の技術レベルの維持

(1) 各カテゴリの標準点数との比較

平成 21 年度検討会において調査した社会的便益の点数をもとに、検討対象職種の点数と当該職種のカテゴリの平均評点を比較した結果は表 4 のとおりであり、全ての検討対象職種の点数が、カテゴリの平均評点の 8 割を上回った。

表 4: 職種カテゴリごとの平均評点、8 割値及び統廃合等検討対象職種の評点

カテゴリ			合計	8 割値	統廃合等検討対象職種	評点	8 割比
建設型			50.9	40.7	エーエルシーパネル施工	53.0	○
					枠組壁建築	47.0	○
					ウェルポイント施工	57.0	○
製造型	製品生産型	機械化型	46.7	37.4	機械木工	40.0	○

(2) 技能検定の社会的便益に係る関係業界団体からのヒアリング

アンケート調査結果を補足する観点から、事務局職員による関係業界団体訪問及び本検討会への招請により、技能検定の社会的便益に係る関係業界団体からのヒアリングを実施した。

ヒアリングに際しては、①技能検定の活用の現状、②技能検定が国家試験でなくなった場合に想定される具体的な弊害、③受検者数が増加しない要因及び今後の増加見込み、④受検者数を増やすための具体的な方策 等に重点を置いて関係業界団体の認識を確認した。

結果の概要は、表 5 のとおりである。

表 5: 職種統廃合等に係る関係業界団体の意向

職種	団体の意向
ウェルポイント施工 [6 年平均受検申請者数 28 人]	・都道府県方式での隔年実施の継続を希望 ・直近 3 回の受検申請者数を見ると、23 名(平成 18 年度)、63 名(平成 20 年度)、102 名(平成 22 年度)と増加している。次回試験が現行どおり隔年実施されるとすると、試験実施年度である平成 24 年度もほぼ同程度の人数が見込まれる。
枠組壁建築	・都道府県方式での毎年実施の継続を希望

職種	団体の意向
[6年平均受検申請者数 80人]	・今後、積極的に受検勧奨することにより、200人程度の受検者は確保できる
	・隔年実施で継続できるのであれば、それでよい。
	・枠組壁建築を主としている会員が非常に少ないので、団体としての意見を述べることは困難
エーエルシーパネル施工 [6年平均受検申請者数 90人]	・指定試験機関として技能検定を継続的に実施する意思がある ・指定試験機関方式への移行が実現するまでの間は、都道府県方式での隔年実施を希望

(3) 技能検定の社会的便益に係る一般国民への意見募集

技能検定の必要性の判断に際しては、それを活用する側である企業や業界のほかに、受検者の立場からの意見も考慮する必要がある。

このため、関係業界団体からのヒアリング結果をベースとして、平成23年6月9日～6月22日までの間、一般国民に対し、技能検定職種の統廃合等に係る意見募集を実施した。その結果、職種統廃合等に反対の意見が計1件寄せられた。

5 検討対象職種の都道府県方式による存続の可否について

以上を踏まえ、統廃合等検討対象4職種に係る都道府県方式による存続の可否について検討した。検討に際しては、関係業界団体による次回試験に向けた受検勧奨を促進する観点から、一定以上の受検申請者数が存在する職種に関しては、現在のデータだけで存続の可否を判断するのではなく、次回実施する試験の結果も含めて判断するという考え方を新たに盛り込むこととし、以下の結論に達した。

- (1) 枠組壁建築職種は平成22年度の受検申請者数が96人と増加しており、また、関係業界団体が積極的な受検勧奨に取り組む姿勢を見せていることから、今後の受検申請者の増加が期待される。このため、平成23年度の受検申請者数を含む平成18年度～23年度の平均受検申請者数が100人を超えない場合には隔年実施に移行することを条件に、都道府県方式による存続を認めることが適当である。
- (2) ウェルポイント職種は受検申請者数が顕著な増加傾向にあり、直近の平成22年度は102人と100人を超えた。また、関係業界団体も受検申請者の増加に向けて取り組む姿勢を見せている。このため、直近2年間の受検申請者数がいずれも100人超である場合には職種統廃合の検討対象から外すという基本ルールを援用し、次回試験を実施する平成24年度の受検申請者数が100人を超えた場合には引き続き隔年での試験実施を認め、超えない場合には基本ルールに沿って3年ごと実施に移行することを条件に、都道府県方式による存続を認めることが適当である。
- (3) エーエルシーパネル施工職種は、隔年実施での都道府県方式による存続を認めるとともに、指定試験機関方式への移行の可否について関係業界団体での検討及び行政との協議を進めることが適当である。
- (4) 機械木工職種は、現在のままでは存続させず、①職種廃止又は②他職種との統合の上で都

道府県方式により実施のいずれかについて、関係業界団体で検討を進め、行政と協議の上で決定することが適当である。

なお、平成 23 年に発生した東日本大震災の影響による社会情勢の急激な変化に伴い、技能検定の受検申請者の増加が見込まれる職種については、受検機会の確保にも留意しつつ検討する必要がある。

技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告の概要

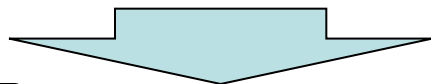
規制改革推進のための第2次答申(平成19年12月)

1 検定職種の統廃合について

- ① 広く公共の見地から検討できる体制整備
- ② 実施期限を付した検討の作業計画の策定
- ③ 職種の統廃合における定量的な基準の盛り込み
- ④ 検定職種ごとの受検者数の推移、それらの企業・労働者等に及ぼす効果、収支構造の試算等の公表

2 指定試験機関の営利団体への開放について

安定性・継続性、中立性・公平性等の必要な条件を付した上で検討



検定職種の統廃合について

1 検討体制

技能検定制度に精通した有識者を構成員とする検討会において毎年度検討することが適当

2 作業計画

前年度までの受検者数実績を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し(第1次判断)、当該職種の社会的便益を検討・勘案し(第2次判断)、統廃合の可否について検討することが適当

3 統廃合等の判断基準

検討対象職種の選定(第1次判断)

過去6年間の年間平均受検者数が100人以下。ただし、以下の場合には検討対象から除外。

- ① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超
- ② 隔年又は3年ごとの実施で、各実施年における受検者数が約100人に達する場合

100人以下
の場合

社会的便益の評価(第2次判断)

①業界、②受検者、③雇用主、④消費者のそれぞれにとっての社会的便益を勘案し、職種存続の適否を判断

※社会的便益を一般指標化し、職種をグループ分けして第2次判断の基準を明確にすることが適当

4 検討過程の客観性・透明性の確保

- ① 第1次判断には、毎年度過去6年間の受検者数を公表することが適当
- ② 職種ごとの収支は客観的に正確なデータを示すことは困難。職種ごとの受検料収入の公表が適当。

指定試験機関の営利団体への開放について

技能検定が収益を目的とした制度ではなく、労働者の技能の向上などの目的を実現するために行われる国家検定であることや、安定性・継続性、中立性・公平性を担保できない問題点があることを踏まえると、不適当

今後の発展に向けて

- ① 技能検定の社会的意義についての国民一般への理解の促進
- ② 技能検定の検定職種が社会的ニーズを反映したものとなるよう、速やかな職種の統廃合の推進
- ③ 広く社会的ニーズを把握し、新規職種の追加についても、当該職種に関わる非営利団体に周知等を図りつつ積極的に検討を行い、技能検定制度の社会的意義をさらに向上